

使用に相応しいキャリアコンサルタント (若者(全技法共通))

技法の使用に相応しいキャリアコンサルタントは、各属性に共通する倫理的な留意点に加え、以下の要件を満たす者である。

- (1) 近年の若者の特徴や価値観、行動特性について正しく把握している者。
- (2) 労働基準法をはじめとする、労働条件や企業の雇用管理の在り方に関する知識の中でも、特に若者雇用促進法に関連する知識・情報を有する者。(厚生労働省 Web サイト「確かめよう労働条件」に掲載されている程度の情報・知識は最低限有すること。) 
参考:「確かめよう労働条件」<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>
- (3) 自己理解支援において、ポジティブ・リフレーミングや若者の自己肯定感や自己効力感の高揚に対して働きかける知識がある者。
- (4) 若者が受けてきた学校教育のキャリア教育のテーマや内容について知識を有する者。

等